

諮問事件第48号

「平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの公開質問状（件名：〇〇市から虐待を受け、姨捨て山に捨てられた母への介護の在り方について）の回答内容の開示請求をします。」の個人情報不存在決定に対する審査請求に係る答申書

群馬県個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

群馬県知事が行った決定は、群馬県個人情報保護条例の解釈及び運用を誤ったものではなく、妥当であると認められる。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年9月19日付けで、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの公開質問状（件名：〇〇市から虐待を受け、姨捨て山に捨てられた母への介護の在り方について）の回答内容の開示請求をします。」について、自己の個人情報として開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年10月3日に、本件請求に係る個人情報を保有していないことを確認し、個人情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求内容に係る個人情報を作成していないため。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成29年10月25日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成30年1月17日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、平成30年4月23日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

第3 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの公開質問状（件名：〇〇市から虐待を受け、姥捨て山に捨てられた母への介護の在り方について）（以下「質問状」という。）に対する回答内容の開示請求をしたが、個人情報が存在しない理由として「請求内容に関する個人情報を作成していないため。」としている。これは、〇〇市から虐待を受け、姥捨て山に捨てられた母への介護の在り方について、群馬県が何も対策を講じていない証左である。
- (2) 群馬県は、要介護者が虐待されている事実を隠蔽するために、本件処分に係る通知書を送りつけている。質問状に対して早急に回答し、虐待を受けている要介護者を救うのが群馬県の責務である。
- (3) 群馬県知事は、〇〇市長の要介護者への虐待行為を幫助せずに、サッサと本件情報を公開せよ。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明書における主張

(1) 本件請求に係る個人情報の特定について

請求人は平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで質問状による情報提供を群馬県知事あてに行っているが、この質問状に対する回答内容について、群馬県が保有する請求人を本人とする個人情報の開示を求めていると特定した。

(2) 本件請求に係る個人情報が存在しない理由について

ア 本件処分の趣旨等

質問状への回答内容に関する公文書に記載された請求人の個人情報の開示を求めているものと理解して当該公文書を探したところ、当該公文書の作成を行っておらず、存在しないため、当該公文書に記載された請求人の個人情報についても不存在であるとの決定を行った。

イ 公開質問状などへの対応

(ア) 公開質問状などによるものも含め、介護保険法に関する不正等の通報については、回答する義務など対応方法が定められているものではなく、その内容に応じて対応するものである。

(イ) 質問状に係る特定の介護老人保健施設に対する指導・監督に係る業務は、中核市である〇〇市が行うものであり、当該業務に関して、県がその判断に働きかけるものでもない。このため、県としては質問状に対して有意な回答が行えないことから、回答する必要がない。なお、当該業務は〇〇市が行うことは、平成〇〇年〇〇月〇〇日及び〇〇月〇〇日付けの文書で請求人あて既に説明している。

(ウ) したがって、質問状について、県としては回答する義務がなく、その必

要もないことから、回答する公文書は作成していない。

2 口頭説明における主張

- (1) 実施機関では、従前より請求人から介護保険法の解釈や介護老人保健施設に関する一般的な内容につき相談を受け、電話により回答していた。また、通常、個別具体的な相談があった場合は、相談者から事情を伺った上で必要な対応を取ることにしており、請求人に関しても既に詳細な事項等について電話及び文書により説明している。
- (2) 上記事情を踏まえた上で、質問状に係る質問内容は漠然としていて回答できないと考えたため、回答を作成していない。
- (3) 実施機関では、既に回答済みの質問等に対して、特別に検討を要する内容でない限り、改めて回答をしないこととしている。質問状についても、口頭で協議した結果、回答する必要がないことを確認した。

第5 審議会の判断

1 本件請求に係る個人情報について

本件請求は、質問状に対する回答内容に係る公文書に記録された個人情報の開示を求めるものであり、本件請求に係る個人情報の特定について、双方に争いはない。実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有していないとして不存在とする本件処分を行ったが、請求人は本件処分の取消しを求めているため、以下、本件請求に係る個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件請求に係る個人情報の保有の有無について

質問状は、〇〇市に所在する特定の介護老人保健施設において介護保険法に関する不正等が行われているとして、当該施設へ県が指導・監督等することを求めたことへの回答を求めていると解されるどころ、実施機関において、特定の介護老人保健施設に対する指導・監督に係る業務が〇〇市に属する旨の説明を文書により複数回行っていったことから改めて特段の検討は要せず、口頭で協議した結果、回答は不要との決定を行ったため、質問状に対する回答内容に係る公文書を作成しておらず、本件請求に係る個人情報は保有していない旨の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

3 請求人のその他の主張について

請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
平成30年 4月23日	諮問
平成30年 5月 7日 (第81回 審議会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成30年 7月 4日 (第82回 審議会)	審議 (実施機関の口頭説明)
平成30年12月26日	答申